

お客様各位

# 令和6年度税制改正大綱の概要

作成：令和5年12月21日

いつもお世話になります。令和5年12月14日に「令和6年度与党税制改正大綱」が公表されました。その概要の一部につきましてご案内致します。詳細は弊社担当者にお尋ね下さい。

## <個人所得課税>

### 所得税（個人住民税）の定額減税

令和6年分の所得税について、定額（本人3万円と扶養親族等1人につき3万円の合計額）による特別控除を行う。ただし令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である居住者に限る（住民税の定額は本人1万円と扶養親族等1人につき1万円の合計額）。

## <資産課税>

### ① 住宅取得資金に係る贈与の非課税措置などを3年延長

イ 直系尊属からの住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等について3年延長する。

ロ 特定の贈与者からの住宅取得資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例適用期限を3年延長する。

### ② 非上場株式等に係る相続税等の納税猶予の特例制度の特例承認計画の提出期限を2年延長

## <法人課税>

### ① 中小企業向けの賃上げ促進税制を見直し、適用期限を3年延長

税額控除率の見直しをしたうえで適用期限を3年延長。また控除限度超過額は5年間の繰越しができることとする。

### ② 交際費等の損金不算入制度を見直し、適用期限を3年延長

イ 損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費の金額が一人当たり1万円以下（現行は5千円以下）に引き上げられる。

ロ 接待飲食費の損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を3年延長する。

### ③ 少額減価償却資産の損金算入の特例の適用期限を2年延長

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、適用対象法人の一部を見直しのうえ、適用期限を2年延長する。

## <消費税>

### 簡易課税制度の見直し

課税期間の初日において恒久的施設を有しない国外事業者については、簡易課税制度の適用を認めないこととする。

## <地方税（事業税）>

### 外形標準課税制度の適用対象法人を拡大

外形標準課税制度の適用対象法人の範囲について、現行の基準（資本金の額が1億円超の法人）を維持したうえで、範囲を拡大する。

全てのお問い合わせは下記まで

## 税理士法人スリーエス

本店

〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央 2-5-1  
千葉中央ツインビル10階  
TEL：043-308-0351/FAX：043-224-2960

東京支店

〒104-0031 東京都中央区京橋 2-12-4  
光和ビル 7F  
TEL：03-5159-6021/FAX：03-5159-6028